

感染者・濃厚接触者が判明した学校の出席停止・臨時休業等の対応について 阿南市教育委員会

(令和4年1月17日時点)

① 児童生徒等の同居する家族等が感染した場合

《児童生徒等が濃厚接触者に特定されなかった場合》
・個別の事例の状況（PCR検査の受検等）により出席停止とすることができる。
・臨時休業は実施しない。

《児童生徒等が濃厚接触者に特定された場合》
出席停止とする。（詳細は②へ）

② 児童生徒等が濃厚接触者に特定された場合

【児童生徒等の出席停止】
○開始日：濃厚接触者と特定された日
●終了日：保健所から待機期間※とされた期間の終期
※オミクロン株10日間
※オミクロン株以外14日間

【臨時休業について】
原則として、実施しない。
※保健所、学校医、県教育委員会と相談の上、実施の可否を判断する。

PCR検査等の受検

《検査結果「陰性」》
臨時休業は実施しない。

《検査結果「陽性」》
原則として、直ちに臨時休業を実施する。
（詳細は③へ）

③ 児童生徒等の感染が判明した場合

【児童生徒等の出席停止】
○開始日：感染の判明した日
※判明前から症状があり、欠席していた場合は最終登校日の翌日から
●終了日：医師等が登校を認めた日の前日まで

【臨時休業について】
原則として、直ちに臨時休業を実施する。
《臨時休業の期間》
保健所による濃厚接触者等の特定及びPCR検査等の受検から結果判明並びに校内の消毒作業等の実施に要する期間
（概ね2日間程度 ※土日等を含む）

保健所、学校医、県教育委員会等と相談し、感染者の学校内での状況や地域の感染拡大状況を踏まえ、学校内で感染が広がっている可能性について検討の上、臨時休業の期間・規模を決定する。

・新たな感染者が判明
・濃厚接触者等の特定及びPCR検査の実施

・濃厚接触者等のPCR検査結果が全て陰性

・学校の臨時休業の継続
・一部(学年や学級)の臨時休業を継続し、その他は登校再開

・登校再開
※濃厚接触者は出席停止(②参照)
※感染リスクの高い活動の見直し

対応の詳細については個別の事例ごとに保健所、学校医、県教育委員会等と相談し、阿南市新型コロナウイルス感染症対策本部において検討の上、総合的に判断する。